

〔別添〕

医政発 0331 第 3 号

令和 3 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」の
一部改正について

医療用機器の特別償却制度のうち、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備並びに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却制度の取扱いについては、「地域における医療提供体制の確保に資する整備の特別償却制度について」（平成 31 年 3 月 29 日付け医政発 0329 第 39 号厚生労働省医政局長通知）において示していたところです。

本日、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号。以下「改正法」という。）が公布されたところ、これに伴い、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 119 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 160 号）がいずれも同日に公布・告示され、改正法とともに令和 3 年 4 月 1 日に施行されます。

改正法等の施行を踏まえ、上記通知について別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、改正内容を御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等に御対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。